

○福井市上下水道局広告掲載規程

平成19年3月30日

公企規程第1号の2

(趣旨)

第1条 この規程は、水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業及び集落排水事業（以下「公営企業」という。）の経営の発展に資する新たな財源を確保するため、公営企業に係る資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる公営企業に係る資産等をいう。

ア 公営企業の広報印刷物

イ 上下水道の使用量及び使用料金等を通知する印刷物

ウ 公営企業の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告を有料で掲載することを適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(広告範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 公営企業の公共性、中立性、経済性又は品位を損なうおそれのあるもの

(4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は社会問題について主義主張に係る活動のもの

(5) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの（個人又は法人名刺広告）

(6) 誇大表示、不当表示等の表現方法が不適切で、消費者の判断を誤らせるおそれのあるもの

(7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの

(9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として妥当でないと認められるもの

（広告募集等の方法）

第4条 広告の募集等は、原則、広告代理店（以下「代理店」という。）を介し行う。ただし、広告の募集等を直接行う場合は、募集方法、予定価格、選定方法等を、広告媒体ごとに管理者が別に定める。

（広告掲載枠の売り渡し）

第5条 広告掲載枠については、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により代理店を決定し、売り渡すものとする。

（広告掲載の申請及び承認）

第6条 広告の掲載をしようとする者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申請書（第1号様式）に広告原稿及び必要書類を添付し、代理店を介して管理者に申請するものとする。

2 管理者は前項の申請を受理した場合、広告内容を審査し、掲載承認の可否を決定し、その旨を代理店を通じて通知する。

（完全原稿の作成）

第7条 代理店は、申請された広告原稿について管理者と協議し、指定の期日までに、完全原稿を作成し管理者に提出するものとする。

（広告掲載の取消し）

第8条 管理者は、広告主が虚偽の申請その他不正行為により第6条に規定する承認を受けたときは、掲載の承認を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

（広告の責任）

第9条 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日公企規程第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日公企規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日公企規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日公企規程第18号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日公企規程第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

広告掲載申請書

福井市上下水道事業管理者 様

（申請者）

住所又は事務所の所在地

個人、法人又は団体名

代表者名

電話番号

F A X 番号

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

福井市上下水道局広告掲載規程第6条の規定により、下記のとおり広告媒体への広告の掲載をしたいので関係書類を添えて申請いたします。

広告原稿	別添のとおり
広告媒体	
掲載期間	年 月 日～ 年 月 日
広告内容	

※添付書類

- ・企業概要及び事業概要が確認できる書類
- ・その他管理者が必要と認める書類